

唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託契約書（案）

唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託について、唐津市水道事業（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託（以下「本業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

2 受託者は、委託者の指示に従い、かつ、唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）、唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託業務仕様書その他関連書類に基づき本業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、契約締結の翌日から令和9年3月31日までは、本業務を履行するための引継期間とし、本業務を開始する日は、令和9年4月1日とする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円（うち消費税相当額及び地方消費税相当額 金 円）とする。ただし、前条に規定する引継期間に係るすべての経費は、受託者の負担とする。

2 委託料の支払は月払いとし、委託料の額の60分の1に相当する額を月額とする。なお、月額に100円未満の端数が生じる場合は、その分を委託期間最終年度（最終月）の支払分に合算するものとする。

3 受託者は、第15条に規定する検査に合格した後、委託者所定の手続きに従い委託料を請求するものとする。

4 委託者は、前項の規定による委託料の請求を受けた場合において、その請求が適法と認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

5 各年度における精算対象業務は、管路パトロール等業務、弁栓類点検清掃等業務、外注及び物品調達に関する事務業務（漏水修理工事費を含む）、交通誘導員とし、精算方法については、要求水準書によるものとする。

（物価の変動に基づく委託料の額の変更）

第4条 予期することのできない特別な事情により、本業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、協議に応じなければならない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、
とする。

（秘密の保持）

第6条 委託者及び受託者は、この契約の締結及び履行に際し知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

（個人情報）

第7条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による本業務を実施するための個人情報の取扱いに当たって、要求水準書を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第8条 受託者は、第三者に対し委託者の承諾なく本業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づき生じる権利義務を譲渡してはならない。

（業務の調査等）

第9条 委託者は、必要に応じ受託者に対し業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第10条 委託者は、必要があるとき、業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者受託者協議して書面によりこれを定める。

(契約の変更)

第11条 本契約は、委託者及び受託者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更を行えるものとする。

(損害賠償責任)

第12条 受託者は、次の各号のいずれかの事由が生じたとき、直ちに被害者に対しその損害を賠償しなければならない。

(1) 受託者がこの契約の履行に際し、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者が委託者に損害を与えたとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 受託者の責に帰すべき理由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料の額に対し遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額とする。

3 委託者の責に帰すべき事由により、第3条第4項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受託者は、委託者に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約の解除)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するとき、いつでもこの契約を解除することができる。この場合において、委託者は、契約の解除によって生じる受託者の損害について、その責を負わないものとする。

- (1) 不正な行為によりこの契約を締結したとき。
- (2) この契約事項に違反したとき。
- (3) この契約の履行に際し、委託者の指示に従わないとき。
- (4) 受託者又は受託者の役員等が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げるいずれかに該当する者が受託者の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 受託者が、アからキまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において受託者に生じた損害について、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合において、受託者は、委託料の額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項第1号から第3号までの規定により、この契約が解除された場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(検査)

第15条 受託者は、毎月の業務を完了したとき、遅滞なく委託者に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の業務完了報告書を受領したとき、速やかに当月業務履行の確認のため検査を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたとき、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(合意管轄裁判所)

第16条 本契約に関して生じた委託者受託者間の紛争については、委託者の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外事項の処理)

第17条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、委託者、受託者協議のうえ決定し処理する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和9年 月 日

委託者 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市水道事業
唐津市長 峰 達 郎

受託者